[平成29年5月15日]



(一社) 日本松保護士会ニュース<第1号>

事務局: 増田 信之 Tel 0748-69-5861 matsuhogo@iaa.itkeeper.ne.jp 広報部: 古谷 孝行 (188号) 、石黒 秀明 (203号) 、大木 幹夫 (322号)

【会長あいさつ】



一般社団法人 日本松保護士会

会 長 岩 瀬 森の助 『一般社団法人 日本松保護士会設立にあたりまして』

一般社団法人 日本松保護士会設立にあたり、ご挨拶を申し上げます。平成29年3月1日(水)、滋賀県彦根市、彦根キャッスルリゾート&スパにおきまして、平成29年度日本松保護士会第10回通常総会を開催し、通常議事案件(役員改選及び顧問の委嘱も含む)、および任意団体 日本松保護士会

の解散が決議されました。

続いて、日本松保護士会法人設立総会を開催し、一般社団法人日本松保護士会の設立が決議されました。

来賓として下記の方々がご臨席くださいました。

林野庁 森林整備部 研究指導課 森林保護対策室長 森山昌人様 滋賀県 中部森林整備事務所長 奥田正英様

一般財団法人 日本緑化センター 専務理事 浦田啓允様

独立行政法人 森林総合研究所 東北支所 中村克典様

滋賀県 樹木医会会長 鹿田 良男様

一般社団法人 全日本木材市場連盟 事務局長 立花 登様

元 独立法人 森林総合研究所 管理官 田畑 勝弘様

また、林野庁森林保護対策室室長 森山様及び、一般財団法人 日本緑化センター 専務 理事浦田啓允様並びに滋賀県琵琶湖環境部技監(兼)森林政策課長の水田様の代理として滋 賀県中部森林整備事務所長 奥田様より祝辞の代読をいただきました。

さらに、祝電を、一般財団法人 日本緑化センター会長 進藤 清隆様、

一般社団法人 日本樹木医会会長 椎名 豊勝様より、いただきました。

総会終了後、一般社団法人設立記念特別講演会を開催し、特別講演として「世界の松くい 虫被害と防除に関する最近の話題」と題し、国立研究開発法人 森林総合研究所 東北支所 生物被害研究グループ長 中村 克典(博士)様より、新知見の興味深い講演をしていただ きました。

さらに、事例報告として、「無人へりによる松くい虫防除の普及と課題」と題して、元ヤンマーへり&アグリ株式会社 無人へり事業部 本社営業部長 斎藤 次男(平成27年退職 松保護士第4期)様より、現況と課題の講演をいただきました。

最後に、一般社団法人日本松保護士会 法人設立記念祝賀会が開かれ、楽しい時間を、皆様とともに、過ごさせていただきました。心より、感謝申し上げます。

会員の皆様のご理解・ご支援・ご協力により、長年の懸案でありました日本松保護士会の一般社団法人の一連の議決と行事を終了させていただきました。深く感謝申し上げる次第でございます。

その後、滋賀県大津市にあります大津公証役場にて定款の認証を受け、大津法務局で登記を完了いたしました。

さらに、4月11日、私と新巻・増田両副会長並びに浅野監事の4名で、一般財団法人日本緑化センターと林野庁森林整備部 研究指導課 森林保護対策室に、法人登記完了のご挨拶にうかがいましたところ、慶賀と激励をいただきました。

誠にありがたいことですが、法人化に伴い、一般社団法人日本松保護士会の社会的責任も さらに重くなり、さらに、気を引き締めて、「日本のマツの緑を守る」ということを基本理 念として、社会的貢献に邁進して参りたいと存じます。

今後、総会や理事会で、議論を重ね、種々の関連事業を遂行しながら着実な成果を達成すべく努力をして行きたいと思っております。

なお、これからの本会が目指す社会貢献としての事業は、下記のような事業を考えております。各地域の本会の会員様と共に行動していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

記

- ① 会としての松くい虫防除事業(無人ヘリ・地上防除・伐倒駆除・樹幹注入等の公共事業 含む請負業務等)
- ② 技術者派遣事業(会員松保護士の専門技術者・指導者・講師の派遣業務)
- ③ 資格認定講習事業 (庭園マツ特殊樹幹注入等)
- ④ 薬剤関連事業(毒物及び劇物一般販売業登録による農薬、肥料等の取り扱い業務)
- ⑤ 関連必要事業(剪定等を含む庭園の手入れ、危険木・支障木等の伐採、地盤改良等樹木 活性化、樹木腐朽・病気等の治療業務)

また、交流会の開催については、総会時の交流会のほか、地域ごとに分担し、開催するなどして参加しやすい形にするのも良いのではないかとの提案もあり、実現できれば、素晴らしいことだと思っております。

現在、財政的に大変厳しい現況ではございますが、皆様とともに工夫を重ね、会員数を増やし、いろいろな事業の実施により運営の費用を捻出して、さらに立派な社会貢献を目指し、念願の一般社団法人化を果たした新しい日本松保護士会の門出に際してのご提案をここに申し上げ、会員皆様のご指導・ご協力・ご支援を、改めて、お願いいたし、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【平成29年度(第10回)通常総会 報告】

平成29年度(第10回)通常総会が次のとおり開催されました。

- 1. 開催日時 平成29年3月1日(水)12時00分~13時15分
- 2. 開催場所 彦根キャッスル リゾート&スパー 滋賀県彦根市
- 3. 司会者 石黒秀明氏
- 4. 定足数関係 本日現在の正会員総数 223 名、出席正会員数 39 名、委任状提出者数 103 名、合計 142 名。以上により松保護士会会則第 19 条に規定する定足数を満たしており、本総会は有効であるとの報告を増田事務局長が行った。
- 5. 開会の辞 新巻善則 副会長
- 6. 物故者黙祷 平成 28 年度物故者 高居正男様(島根県:8期)
- 7. 会長挨拶 岩瀬森の助 会長
- 8. 感謝状贈呈 長年にわたり、日本松保護士会の運営に多大のご功労に対し感謝状の贈呈を 行った。 菊池直人様は、旧松保護士会から 10 年間の監事職を歴任しこの度 の退任に際し感謝状贈呈を行った。
- 9. 議長選出 司会者が議長の選任について会場に諮ったところ、「事務局一任」の発言があり、事務局より沖浜宗彦氏(福岡県)を指名、満場一致で沖浜氏が議長に選任され議長挨拶を行った。
- 10. 議事録署名人の選出

議長が議事録署名人の選任について会場に諮ったところ、「議長一任」との 発言があり、議長が五十嵐光男氏(山形県)と若林喜久治氏(栃木県)を指 名、満場一致で議事録署名人に選任された。

11. 議題の審議経過及び議決結果

第1号議案 平成28年度事業報告及び収支決算報告・会計監査報告について

議案書の内容について、事務局より説明。

続いて、菊池直人監事から、平成29年2月28日に平成29年度の会務及び会計処理の状況について古川元一監事とともに監査を行った結果、適正に処理されている、との監査報告が行われた。以上の説明および報告に対し質問等がなかったため、議長が本議案の賛否を諮ったところ、異議なく原案どおり承認・議決された。

第2号議案 平成29年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

議案書の内容について、事務局より説明。

以上の説明に対し質問等がなかったので、議長が本議案の賛否を諮ったところ、異議なく 原案どおり承認・議決された。

第3号議案 会則の一部改正について

議案書の内容について、事務局より説明。

以上の説明に対し質問等がなかったので、議長が本議案の賛否を諮ったところ、異議なく 原案どおり承認・議決された。

第4号議案 役員改選及び顧問の委嘱について

議案書の内容について、事務局及び選挙管理委員長より説明。

まず初めに事務局より、会則 26 条の規定により、現理事、監事は本日の総会を持って全員任期満了するため、本総会で新たに選任するものである、との説明を行った。

川西茂選挙管理委員長より、選挙経過報告及び選挙結果について説明を行う。

事務局より選挙結果に基づき臨時の理事会を開催させていただくために、10分の休憩動議が上程され、議長が休憩動議の賛否を諮ったところ、異議なく承認され、10分の休憩に入った。通常総会の休憩中に別室にて臨時理事会が開催された。

休憩終了後に議事が再開され、事務局より役員改選(案)が別紙にて提案され内容について説明があった。

以上の説明に対し質問等がなかったので、議長が本議案の賛否を諮ったところ、異議なく 原案どおり承認・議決された。

説明事項について

事務局より、本会の法人化に伴う本会の解散について、説明があった。(以下、説明)

本会の解散については、平成28年度の第3回理事会において、法人化に踏み切る決議がなされ、それを受けて法人化に向けて、定款の作成や公証役場からのご指導等、また、設立した後の諸問題について取り組んできました。

その中で、以下のことについて、確認されました。

1. 解散

本会は、新法人の成立の日の前日をもって解散する。

平成29年3月31日です。

2. 新法人への移行措置

(1) 会員の新法人への移籍について

本会の解散当日に本会に在籍する会員は、新法人の成立をもって新法人へ移籍する。

(2) 財産及び権利・義務の新法人への移管について

本会の解散当日に有している財産・義務の一切は、新法人へ移管する。

(3) 現役員等の退任について

本会の現役員は、新法人の成立の日の前日(平成29年3月31日)をもって退任する。 先ほど選任された、新役員さんは、4月1日からになります。

以上の説明に対し議長より総会出席会員に、質問を伺ったところ特に質問無く説明事項についての説明が終わった。

その他について

議長より、緊急な議案の上程を伺ったところ、議案上程がなかったため、第 10 回通常 総会の全議事の終了を宣言し、沖濱宗彦議長は挨拶を行い降壇した。

12. 閉会の辞 新巻善則 副会長

以上を持って、平成 29 年度日本松保護士会第 10 回通常総会の全行事が終了し、13 時 30 分司会者が閉会を宣言した。

【平成 29 年度 日本松保護士会法人設立総会】

平成29年度 日本松保護士会法人設立総会が次のとおり開催されました。

- 1. 開催日時 平成29年3月1日(水)14時00分~15時00分
- 2. 開催場所 彦根キャッスル リゾート&スパー 滋賀県彦根市
- 3. 司会者 古谷孝行氏
- 4. 定足数関係 本日現在の正会員総数 223 名、出席正会員数 39 名、委任状提出者数 103 名、合計 142 名。以上により松保護士会会則第 19 条に規定する定足数を満たしており、本総会は有効であるとの報告を増田事務局長が行った。
- 5. 開会の辞 新巻善則 副会長
- 6. 一般社団法人日本松保護士会の設立宣言 岩瀬森の助 会長より一般社団法人日本松保護士会設立宣言
- 7. 会長挨拶 岩瀬森の助 会長
- 8. 来賓挨拶及び紹介

- 〈紹介〉林野庁 森林整備部 研究指導課 森林保護対策室長 森山昌人 様 滋賀県 中部森林整備事務所 所長 奥田正英 様 一般財団法人 日本緑化センター 専務理事 浦田啓充 様 独立行政法人 森林総合研究所 東北支所 中村克典 様 滋賀県樹木医会会長 鹿田良男 様
 - 一般社団法人 全日本木材市場連盟 事務局長 立花登 様元独立行政法人 森林総合研究所 管理官 田畑勝洋 様

<祝電披露>

- 一般財団法人日本緑化センター 会長 進藤清貴 様
- 一般財団法人日本樹木医会 会長 椎名豊勝 様
- 9. 一般社団法人日本松保護士会の活動の基本方向について

事務局より資料に沿って説明。これは、本会が目指している一般社団法人は、 非営利型法人であって、かつ共益的事業を主として行うという前提に立ち、 活動の基本方向として取りまとめたものです。この基本方向は、会長が先に 行われた法人設立宣言を具体的に述べたもの、あるいは、それを具体化する ための方向を示したものです。

10. 議長選出 司会者が議長の選任について会場に諮ったところ、「事務局一任」の発言があり、事務局より沖浜宗彦氏(福岡県)を指名、満場一致で沖浜氏が議長に選任され議長挨拶を行った。

11. 議事録署名人の選出

議長が議事録署名人の選任について会場に諮ったところ、「議長一任」との 発言があり、議長が五十嵐光男氏(山形県)と若林喜久治氏(栃木県)を指 名、満場一致で議事録署名人に選任された。

12. 議題の審議経過及び議決結果

報告 一般社団法人日本松保護士会の設立に関することについて

報告事項について事務局より「一般社団法人日本松保護士会の設立に関すること」につきまして最初に、一般社団法人日本松保護士会定款の説明を行った。

議長より、報告事項は、審議・採決する事項ではありませんが新法人の出発にあたって重要な事項であり総会参加者に質問を伺った。議長より確認の意味で総会参加者の拍手を頂いた。

その他について

議長より、緊急な議案の上程を伺ったところ、議案上程がなかったため、日本松保護士会 法人設立総会の全議事の終了を宣言し、沖濱宗彦議長は挨拶を行い降壇した。

13. 平成30年度定時社員総会の開催地について

事務局より、「平成 29 年度は、一般社団法人日本松保護士会となって最初の定時社員総会です。次期の総会開催地については、理事会において、その内容等も含めお諮りさせていただき、日本松保護士会ニュースにより周知させていただきます。いづれにしましても、詳細検討して皆様にご連絡させて頂きます。」との説明。

14. 閉会の辞 新巻善則 副会長

以上を持って、平成 29 年度 日本松保護士会法人設立総会の全行事が終了し、15 時 00 分司会者が閉会を宣言した。

文責:古谷孝行

【法人設立記念講演会】

日本松保護士会第 10 回通常総会が終わり、続いて一般社団法人松 保護士の法人設立総会も滞りなく終わり、次に法人設立記念講演 会を行いました。

特別講演としまして、国立研究開発法人の森林総合研究所の東北 支所 生物被害研究グループ長 中村克典様に「世界の松くい虫 被害と防除に関する最近の話題」と題してお話しをして頂きまし た。



1. 松くい虫被害の世界的拡大

マツ属樹種は北米大陸を中心に北半球に広く分布しています、日本 にはアカマツ、クロマツ、ゴヨウマツ、ハイマツ、チョウセンゴヨウ 森林総研 中村克典先生 の5種類となっていますが、キタゴヨウ、ヤクタネゴヨウ、リュウキ

ュウマツを入れると8.種類となり、盆栽、白砂青松、庭園の庭、借景の松など日本人には身 近な存在になっています。

世界では、アジア産(東南アジアを含む)24種、ヨーロッパ産11種、アメリカ産では49種 もあります。

荒廃地、乾燥地の緑化、造林などマツの生態学的・社会的な重要性を持っています。 マツ材線虫病は日本だけでなく、世界のマツ・マツ林生熊系にとっても重大な脅威でありま

日本では、松くい虫被害の歴史は1905年に報告があったが、化石燃料が普及する前まで はそれ程気にすることではなかった。研究の結果 1970 年代にマツノザイセンチュウが病原 体であることを発見、3~40年前まではほぼ日本限定の病害虫であったのが、最初にアジア に飛び火したのが 1982 年に中国の南京と香港で確認された。被害木はクロマツだったがそ の後中国に広く分布するバビショウが主な被害樹種となった、南京から中国南東部に拡大し 2016 現在では14省1直轄市で確認されるに至っている。

1985 年には台湾でマツノザイセンチュウを発見、導入樹種であるリュウキュウマツ、クロ マツが被害にあっている。

1988 年には韓国、釜山で発生するが 2000 年までは初発地周辺にとどまっていたのが、そ の後急速に拡大し2007年にはソウル市内でも確認されるようになった。被害当初の媒介昆 虫はマツノマダラカミキリであり日本から移入したものと考えられているが、近年被害が拡 大しているチョウセンゴヨウ林ではカラフトヒゲナガカミキリが主な媒介昆虫とされてい るので、従来のマツノマダラカミキリによる線虫媒介を前提とした被害拡大予測や防除体制 は見直しを迫られるかも知れない。

ヨーロッパでは、早くからマツノザイセンチュウの侵入を警戒して1985年に未処理木材、 チップの輸入禁止措置を取った、それでも 1999 年にポルトガルのセツーバル半島のフラン スカイガンショウ林で松くい虫被害木が発見されてしまう、ポルトガルでは南にはほとんど マツはなく、中心部より北に多い。この時期にマカオの返還という大きな出来事があり、多くの人、物資の移動がありそれによって松くい虫被害木が紛れて感染源となった可能性が推測されたが、最近の DNA 分析に基ずく研究ではアメリカ原産の可能性があるというが真相は謎である。

被害侵入後のポルトガル、ヨーロッパ当局の対応は早かった、侵入確認から数年のうちに被害地域を取り囲む幅 $3 \, \mathrm{k} \, \mathrm{m}$ 、延長 $300 \, \mathrm{k} \, \mathrm{m}$ に及ぶエリアでのマツ林伐採(clear-cut belt)が実施され、媒介昆虫の地域外への移動は抑制されるはずだったが、 $2006 \, \mathrm{F}$ に区域から遠く離れたコインブラ付近で被害木が確認される事態となり、その後の調査によりポルトガルは全域が被害地域と見なされる事となった。

ポルトガルに広く分布しているマツはフランスカイガンショウ (クロマツに似ている) とイタリアカラカサマツ (松くい虫被害は確認されていない)、現在までに確認されている主要な媒介昆虫はガンプロビンシアリス (マツノマダラカミキリに似ている、攻撃的である)一種である。

ポルトガルの被害拡大を受け、隣国のスペインでも 2008 年から 5 回の被害木が確認される (ポルトガルとの国境付近) がその度に、周囲 3 k mに渡り生木とともに直ちに伐採処分されているのでスペインでは断続的な被害はまだ発生していない。

2. 防除対策をめぐって

松くい虫被害との長年にわたり戦ってきた日本の防除技術が、その後の被害が拡大した各国の防除対策の基盤になっているが、それぞれの経済状況や薬剤使用の規制により各国独自の展開を見せている部分もある。

ポルトガルの cler-cut belt に代表される予防的伐採が各国で採用されている、この方法 は被害地から未被害地への媒介昆虫の移動を抑制する目的以外に、被害木周辺の潜在感染木 を除去するという目的もある。(今のところスペインは成功している)

日本ではいろいろな規制や所有権の問題でなかなかそこまでの伐採は厳しい現状がある(秋田―青森間の2kmという例はある)。

樹幹注入は韓国やポルトガルでも利用されてきているが、多くの製品を選択できる状況で はまだない、技術的にもまだ荒っぽさが目立つ。

天敵利用に関しては、どの国も必ず試みるが十分に制御できる便利な生物にはなかなか巡り会えないでいる。日本で開発されたボーベリア製剤による成虫駆除は松くい虫防除技術において画期的と言えるのではないか(しかし日本ではあまり普及していない)。

捕食性昆虫の利用に関しては中国が一歩リードしている、従来からのアリガタバチの利用に加えサビマダラオオホソカタムシも視野に入れた研究が行われている、しかしながらこれには膨大の労働力が必要なので、他国にはおいそれとまねが出来るものでもない。

誘引剤(フェロモン)を使えないかという発想は早くからあったが、日本では実用化には 至らなかった、しかしヨーロッパでの研究の進展により 2010 年にガンプロビンシアリスか ら、モノカモールが特定され大量捕獲が期待されているが、それ単体では効果が弱いので、 枯死木の発揮成分との組み合わせで効果を発揮するものである、生息するカミキリ成虫の 60%を捕殺できたとの事であり、誘引力は高いが、松くい虫被害を抑制できる程ではない。 伐倒駆除の効率化に向け地上では見落としがあるが、オルソ化(地図に重ねられるように 加工)された空中写真を利用して確実な被害木の発見と位置特定を可能にする技術開発がさ れている。また、赤外線によって色分けする事で識別することもやっている。韓国では、ド ローンを使った空中探査機が商品化されているのが紹介されている。

以上が記念講演の内容でした、この事について質問がありました。

- 1. 予防的伐採が行われた間伐材は、どう処分をしているのか?
 - A .被害材以外は利用しているとの事(貴重な資源)だが、国によっては怪しい所もあるらしい。
- 2. 外国でもキットを使った DNA 判定は行われているのか?
 - A. キットが販売されて使われているのは日本だけ(特許の関係で外国では販売されていない)しかし、研究レベルではどこでもやっている。
- 3. 潜在感染木について
 - A. 見極めは難しい、ヤニ打ちをしてヤニが止まっているのが潜在感染木としているが そうでもない、センチュウが入っていればそれは感染木である、ヤニが止まってい るのは一種の病徴である。

木の抵抗性とセンチュウの数によっておこり、あと根系感染(癒合部から侵入)でもおこりうる。

日本の防除技術のような先進的な研究は他の国では見あたらないと言っていたので、松保護士の資格を持っている私たちは自信と誇りをもってやっていくべきだと改めて思いました。

【会員による事例報告】



斉藤次男 松保護士

続いて会員からの事例報告としまして、斎藤 次男様による「無人へりによる松くい虫防除の普及と課題」についてお話を頂きました。

松枯れの被害現場を見た時に適した防除方法とは何なのか、 樹幹注入なのか、薬剤散布がいいのか、それも地上散布で動 噴なのか無人へリを使ったら防除効果が上がるのかという選 択肢を広げて無人へリではどう散布するのかを知っていく必 要があるのではないでしょうか。

H17年より林野庁から補助事業として認可され、現在、日本海側を中心に13県、3000ha位を年間防除している、場所と

しては保安林、景勝地、発電所、ゴルフ場などを主に散布している。無人ヘリは以外にも地

上防除 (動噴散布と一緒) に入る。性能としては、エンジン 2 1~2 6 馬力、機体は 3600 m m位、30 k g の重さの物を載せて飛行出来る。操作するには農林水産航空協会認定の資格を取らないといけない、オペレーター技能認定書(よく田んぼの害虫防除で使われている)、その上の指導員認定書、さらに上の高所飛行技術認定書があり一番上の資格のみが松くい虫防除資格者になれる。つまり、高所飛行技術認定書が必要であり、飛ばすにはまず、作業設計図を作成し面積を出し区画と薬剤量を決める、1 チーム 4 人(オペレーター、合図マン、高所車操作、薬剤補給)で行う、一か所で 6 機(総務省より無線機の電波を 6 波割り振られている)まで飛ばせる。速度 15 k m、梢端から 3~4 m 上から散布、散布幅 5 m、風速 3 m/秒以内、オペレーターからの距離 150 m で 1 h a 当たり薬剤量 300 (これはコスト削減にもなっている)を散布。散布するに対しての注意点は飛散(ドリフト)である、その要因としては、気象条件(風、風速、大気の状態)、植生(樹高、密度)、飛行条件(飛行速度、飛行高度)などの状態で変わってくる。

課題としては

- 1. 無人へり防除作業実務者の育成
- 2. マツの知識と無人へり防除の知識この2つを備えた人材の育成などがあるが無人へりによる防除は、急速に普及している。 以上が会員による事例報告でした、それによる質問がありました。
 - 1. 樹冠の内部 (下側)、縁部分は十分かかっているのか?
 - A. ダウンウォッシュにより上の枝から下の枝なでまんべんなく撒ける、動力噴霧器 では散布量が変わるが無人ヘリでは変わらない。
 - 2. 事故事例があれば教えてほしい。
 - A. マツ防除に関しては事故はない、しかし田んぼの防除に関してはある、良くあるのが電線などの引き込み線を巻き込んだ事故、万が一電波が途切れたとしても自動着陸する。
 - 3. どんな人がこの資格をもっているのか?
 - A. 職業は色々です(サラリーマン、農家、建設業)など自営業が特に多い。
 - 4. 費用は、だいたいどの位かかるのか?
 - A. 地上防除を役所から請け負った単価とほぼ同じくらいで出来る。

これからは、無人ヘリ防除が主流になってくると思うので貴重なお話が聞けました。

文責:大木幹夫

【法人設立記念祝賀会】

法人設立記念講演会終了後、浦田専務理事の乾杯の発声により記念祝賀会が開催されました。

来賓の方々も参加され、会員の皆様共々歓談に花を咲かせていました。特に中村先生、田畑 先生には、この場でしか聞けないような質問をする会員もいました。さすが宴会の席といっ たところでしょうか。いろいろな質問の花が咲きました。



浦田専務理事の発声により始まる





記念祝賀会

【交流学習会】

翌日2日には、交流学習会が開催され、ガイドの案内により彦根城へと足を運びました。正門までの途中に『いろは松』という松並木があり、昔は47本あったと記されていました。『いろは』の名前の由来は、47文字のようですね。しかし、残念なことに現在は、47本は残っていませんとのことでした。



ガイド案内による彦根城ツアー

記念碑などの説明をガイドさんがされていたのですが、皆さんが注目をしたのは、雪で枝折れしたアカマツでした。2月の大雪で折損してしまったとのことです。その枝は複雑に折れたようで、裂けたような場所とねじれたような感じであったといいます。つまり完全に折



無かったようです。竹を巻き支柱を立てて、一見は元通りのようですが、このアカマツの将来はどうなるのでしょうか?

れてちぎれてしまったわけでは

その後、バスにて昼食会場まで 移動しました。移動途中に琵琶湖 岸のマツ林を視察しました。防除 方法は樹幹注入法が主流のよう で、材線虫病によるマツ枯れと思

皆さんが興味を示した折れたアカマツ

われる枯損マツは、ほとんど見られませんでした。

昼食後は、いよいよメイン視察地へ移動です。唐崎神社の『唐崎のマツ』です。このマツは、琵琶湖岸に成立する立派な大松で、現在3代目という説明でした。地元の造園業者が管理しているとの事でしたが、何がなんでも護って欲しいと思います。

樹齢約 130 年 樹高 10m 胸高周囲 3.5m

【唐崎の松】

東西 26m 南北 25m の 1本のマツ





文責:石黒秀明

【事務局からお願い】

- ◎会員名簿の記載事項に変更がある場合は、別紙、記載事項変更届に記入の上、事務局まで ご提出下さい(fax、メール等でお願いします。)
- ◎事務局連絡先:一般社団法人 日本松保護士会 事務局担当 増田 信之
- Tel 0748-69-5861, FAX 0748-69-5862 【e-mail:matsuhogo@iaa.itkeeper.ne.jp】 ②年会費を振り込んでください!!別添振り込み用紙をご利用下さい(別紙参照)
- ◎現在未加入のお知り合いの松保護士の方に、入会をお勧め下さい。(別紙入会申請書)
- ◎既に当法人は諸業務を開始しています。農薬等のご注文も承っていますので、気軽に ご相談ください。

【広報部より】

- ① 広報誌にてCM欄を設けています。また、今後は当法人の出版物等にもCMを掲載する予定です。CMに協賛頂ける法人様、並びに会員を募集します。掲載は、A4紙面の四分の一サイズで、1区画が5千円です。皆様、よろしくお願いします。次回広報誌での掲載希望者は、事務局までお問い合せください。
- ② ホームページを仮OPENしました。まだまだ内容が伴っていませんが、これから内容あるものにしていきたいと思います。【http://matsuhogoshi-japan.com/】
- ③ またホームページの更新や、広報誌の作成のお手伝いを頂ける方を募集しています。 私どもと一緒に、日本松保護士会を盛り立てましょう! よろしくお願いします。



(祝) 一般社团法人 日本松保護士会

業務内容:マツ材線虫病の駆除・予防・マツノザイセンチュウの同定、 その他一般的な松の病虫害の防除、庭園松の剪定や手入れ、 農薬、肥料、活力剤等の施用及び指導等何でもご相談ください!

◎農薬販売については、平成29年4月21日付けで許可及び滋賀県知事に届出済です。

①毒物及び劇物一般販売業登録 登録番号 第30827-710号

②農薬販売届 届出番号 20101号 滋賀県知事

事 務 局 : **〒** 528-0027 滋賀県甲賀市水口町城内 8 番 24 号

TEL 0748-69-5861 · FAX 0748-69-5862

e-mail matsuhogo@iaa.itkeeper.ne.jp

会 長 岩瀬森の助・副会長 新巻善則・副会長 増田信之

ホームページ: http://www.matsuhogoshi-japan.com

(祝)一般社团法人日本松保護士会副会長 新卷善則 080-6506-3355

栃木県大田原市羽田118-1 携帯 落葉広葉樹生產·販売



(祝) 一般社団法人 日本松保護士会

松のことなら何でもお任せください

事務局長(副会長) 増田信之

〒 528-0027 滋賀県甲賀市水口町城内 8 番 24 号 TEL 0748-69-5861・FAX 0748-69-5862

祝 (一社) 日本松保護士会 松を植えましょう!

大阪 古川庭樹園 古川 元一 ☎ 0721-93-2673

(祝) 一般社団法人 日本松保護士会

農薬のご相談をお受けします。

理事川西茂

滋賀県東近江市川合町 1607-3

携帯 090-8751-5829

(祝) 一般社団法人 日本松保護士会

理事 東條 一幸



造園土木・設計施工・庭園管理・樹勢回復・高所作業

株式会社 菊 水 園

大阪府南河内郡千早赤阪村森屋1005番地

5 0721-72-0651

x 0721-72-1877



祝(一社)日本松保護士会

理事:古谷孝行(188-2)

環境緑化樹木生産販売・環境造園設計施工管理・樹木診断 フルヤ緑販株式会社

茨城県古河市東山田 4 2 6 0 - 1 TEL. 0 2 8 0 - 7 8 - 0 2 5 9 FAX. 0 2 8 0 - 7 8 - 2 2 7 4 Copyright © FURUYA INC. All Rights Reserved.



(祝)一般社団法人 日本松保護士会

監事田中 正美

TANAKA KATSU TEIEN

TANAKA 造園を通じて

住居と庭園の調和を目指す

本 社 大東支店 〒579-8001 東大阪市善根寺町4丁目-39 〒574-0012 大阪府大東市龍間 1212-5 TEL: 072-985-7554 FAX: 072-985-3060 TEL: 072-869-0555 FAX: 072-869-0777



(祝!) 一般社团法人 日本松保護士会



造園修景工事・設計・施工・管理

25 0468-47-2619



祝(一社)日本松保護士会



受付時間/9:00~18:00定休日/土・日曜日 フリーダイヤル 0120-802-002

事業所一覧 : 岩手、東京、神奈川 作業の外形は同じように見えても、 作業の中身が違います!!



創業120年

明治時代以来の森林業の 歴史に裏打ちされた技術を活かして、 御社の樹木のお悩みを解決します!!

- ① 危険木・支障木 特殊伐採
- ②ご神木・樹木 病気・腐朽治療
- ③ 境内施設・環境 の整備・修理 は弊社にお任せ下さい。

① 危険木・支障木 特殊 伐採

社寺専門 の弊社技術を活かし、 境内の景観や環境を損なわず、

「低コスト /最適/計画的」な 境内整備に資する伐採を行います。







日本でも数少ない 「樹木医/松保護士/ 自然再生士 /ビオトープ管理士/環境再生医」 ほかの資格に裏打ちされた技術により、御社 の大切な 樹木の延命・保護・保全を行います。

③ 境内 施設・環境 の整備・修理 28種中 23種と日本有数の建設業許可資格を 基に、御社の境内環境に沿った 最適な整備 プランを提案し将来に適切な施工 を行います。

お問い合わせ(詳しくは弊社ホームページを御覧ください)

お電話での無料相談を受け付けております。まずはお気軽にご連絡下さい。 受付時間/9:00~18:00定休日/土・日曜日 フリーダイヤル 0120-802-002

弊社「**業務詳細/ご注文方法」**につきましては**弊社ホームページをご確認**下さい



戀 危険木 支障木伐採 □ ***



条件を指定

